
江戸崎地方衛生土木組合
ごみ処理施設整備・運営事業
落札者決定基準

平成30年5月23日

江戸崎地方衛生土木組合

第1章 落札者選定の手順.....	1
1 落札者決定基準の位置づけ.....	1
2 選定の手順.....	1
第2章 参加資格審査.....	4
1 参加資格要件の項目.....	4
第3章 提案審査.....	5
1 提案書の基礎審査.....	5
2 提案書の定量化審査.....	5
3 開札及び入札価格の確認.....	6
4 入札価格の定量化審査.....	6
5 総合評価値の算定方法.....	6
第4章 提案書の定量化審査において審査する点.....	7
第5章 提案書に関するヒアリング.....	9
第6章 審査結果等の公表.....	10

第1章 落札者選定の手順

1 落札者決定基準の位置づけ

江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本件事業」という。）を実施する事業者は、ごみ焼却施設、埋設廃棄物対策工事、解体工事及び運転維持管理に係る専門的な知識やノウハウ（管理運営能力等）を有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、入札価格だけでなく、技術提案内容によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

この「江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設整備・運営事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）は、江戸崎地方衛生土木組合（以下「組合」という。）が本件事業を実施する落札者の募集・選定を行うに当たって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を選定するに当たって、要求水準書等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された提案書等を客観的に評価する基準及び方法等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 選定の手順

本件事業における事業者の選定は、総合評価一般競争入札方式に基づき、3頁の図1に示す手順で実施する。

(1) 参加資格審査

組合は、提出された参加資格審査申請書類により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

ア 提案書の基礎審査

江戸崎地方衛生土木組合ごみ処理施設事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、提案書等に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

イ 提案書の定量化審査

選定委員会は提案書に記載された内容について、落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。

ウ 開札及び入札価格の確認

組合は、入札書に記載された入札金額が入札書比較価格を超えていないことを確認する。この結果、入札金額が入札書比較価格を超える場合は失格とする。

エ 入札価格の定量化審査

選定委員会は入札価格について、落札者決定基準に示す得点化基準に従って評価する。

オ 総合評価値の算定

選定委員会は、提案書、入札価格の定量化審査における得点を合計し、総合評価値を

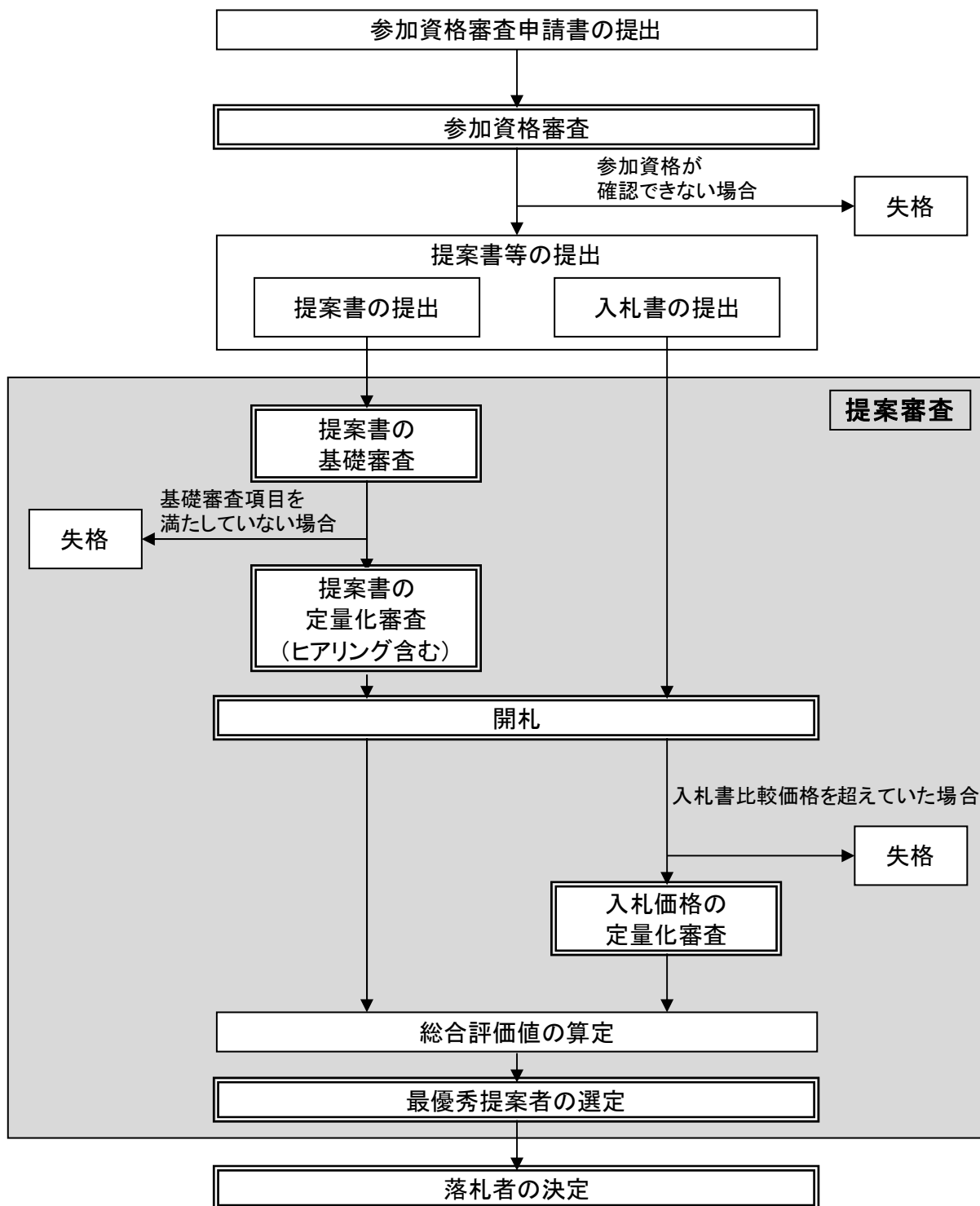
算出する。

カ 最優秀提案者の選定

総合評価値が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。調査の結果、要求水準書、契約書、提案書等に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、総合評価値の最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者とせず、次順位の入札参加者を最優秀提案者とする。

キ 落札者の決定

組合は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。ただし、選定委員会が2以上の最優秀提案者を選定した場合は、当該最優秀提案者によるくじ引きにより落札者を決定する。



※最優秀提案者を選定する選定委員会の事務は図中網掛け部分

図1 落札者決定の手順

第2章 参加資格審査

1 参加資格要件の項目

参加表明書と同時に提出される参加資格審査申請書を確認する。参加資格審査基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。

詳細については、入札説明書「第3章 入札参加に関する条件等」(p. 8～11)を参照のこと。

第3章 提案審査

1 提案書の基礎審査

(1) 入札書類の確認

提出された提案書等がすべて揃っていることを確認する。

(2) 提案書の基礎審査

提案書に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

ア 提案書の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること。

イ 入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

ウ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

2 提案書の定量化審査

(1) 提案書における審査項目と配点

提案書の定量化審査による得点が技術点の値となるため、その配点及び得点化基準については、事業期間にわたって各施設を「安全・安心」、「環境配慮」、「経費の効率化」に配慮した施設整備及び運営を行うことの必要性、重要性を勘案し、組合が本件事業に対して民間の創意工夫の導出を期待する度合いにより設定した。したがって、審査項目は、組合が民間に創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、次のとおりである。なお、各審査項目における審査基準等の詳細については、「第4章 提案書の定量化審査において審査する点」を参照のこと。

審査項目		配点
1	技術提案に関する事項	40点
	(1) 環境保全	2点
	(2) 見学者対応及び環境学習計画	2点
	(3) 景観	1点
	(4) 配置動線計画	2点
	(5) 施設の安全性	3点
	(6) 施設の安定稼働	3点
	(7) 発電設備の安定稼働	4点
	(8) 運転管理体制	3点
	(9) 運転監視方法	2点
	(10) エネルギーの有効活用	4点
	(11) 長寿命化	3点
	(12) 事業収支計画	3点
	(13) リスク管理及びセルフモニタリング	2点
	(14) 地元企業の活用と地元雇用	3点
	(15) 財政負担の軽減	3点
2	入札価格に関する事項	60点
	(1) 入札価格	60点
合計		100点

(2) 技術提案に関する得点化方法

ア 提案を求めている審査項目においては、次に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

評価	審査基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.0
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.5
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	優れているとは認められない	配点×0.0

イ 各審査項目の評価点については、各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。

ウ イの結果をもとに、各入札参加者の得点の合計を算出する。

算定式①【技術提案の得点算定式】

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{事業提案に関する得点} \end{array} \right) = \frac{\Sigma (\text{各審査項目の配点} \times \text{審査基準})}{\text{委員人数}}$$

3 開札及び入札価格の確認

提出された入札金額が入札書比較価格を超えていないことを確認する。なお、入札価格の確認のための開札は、提案書の定量化審査終了後、入札説明書に定めた方法により実施し、入札金額が入札書比較価格を超えていない提案のみ入札価格の得点化を行うこととする。

4 入札価格の定量化審査

(1) 入札価格に関する得点化方法

入札価格においては、入札価格（様式集、様式第14号に記載する金額をいう。）について、次の算定式②により得点を付与する。なお、得点は小数第3位を四捨五入した値とする。

算定式②【入札価格の得点算定式】

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格に関する得点} \end{array} \right) = 60 \text{点} \times \left(\frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right)$$

5 総合評価値の算定方法

「2 提案書の定量化審査」、「4 入札価格の定量化審査」により算出した各入札参加者の得点から、次に示す算定式③により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

算定式③【総合評価値の算定式】

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価値(100点)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{事業提案に関する得点(40点)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格に関する得点(60点)} \end{array} \right)$$

第4章 提案書の定量化審査において審査する点

選定委員会では、各審査項目について、審査基準に基づき審査を行い、その内容に応じて、5段階評価により得点を付与する。なお、各項目については、審査の視点に対して、各入札参加者の過去の経験等を踏まえた、より実現性の高い提案が望ましいものとする。

審査項目	審査の視点	配点	様式番号
1 技術提案に関する事項		40点	
(1) 環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減に向けた運転基準値、要監視基準値の設定と水銀に対する確実性の高い対処方法の提案を期待する。 ・北東側、西側等、敷地周辺の生活環境の保全への配慮として実効性のある対策を期待する。 	2点	第15号-1
(2) 見学者対応及び環境学習計画	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、高齢者、障害者など、見学者の年齢や立場等に配慮した環境学習プログラムや、それぞれの者に対応した見学ルート、引率・説明方法、見学窓の配置等について、計画性と具体性を期待する。 ・見学設備及び環境学習プログラムに対し、社会の変化に即応した対処や方策に期待する。 	2点	第15号-2
(3) 景観	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の立地環境と違和感のない、建設地に相応しいデザインを期待する。 	1点	第15号-3
(4) 配置動線計画	<ul style="list-style-type: none"> ・年末等の繁忙期における車両集中に対し、計画性と妥当性を期待する。 ・一般車や委託車等の多様な搬入・搬出車に対し、安全、快適かつ円滑な計量システムの構築を期待する。 	2点	第15号-4
(5) 施設の安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・施工時における既存施設の運営に対する配慮及び安全性の確保に対し、計画性と妥当性を期待する。 ・地震、火災、停電等の予期せぬ災害による人身事故、機能障害等の防止や見学者及び作業員の緊急避難について、設計面及び運営面からの計画性と妥当性を期待する。 	3点	第15号-5
(6) 施設の安定稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・提案する炉形式において建設実績が豊富であり、実績に基づく信頼性の高い処理システムが構築されていることを期待する。 	3点	第15号-6
(7) 発電設備の安定稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー・タービン系発電設備の安定稼働について、システム設計の考え方や建設・運営実績に基づく信頼性の高い提案の実効性と妥当性を期待する。 ・ごみ量の減少やごみ質の変動を踏まえた発電設備の安定運用に計画性と実行性を期待する。 	4点	第15号-7
(8) 運転管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運転管理体制において、運転管理の実施に十分な経験者の配置バランスと人員構成であることを期待する。 	3点	第15号-8
(9) 運転監視方法	<ul style="list-style-type: none"> ・性能保証事項（処理能力、公害防止基準等）の運転監視方法（常時及び定期測定）に対し、計画性と妥当性を期待する。 	2点	第15号-9
(10) エネルギーの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・発電出力設定に妥当性を期待する。 ・発電効率と売電量の向上のための創意工夫に計画性と実効性を期待する。 	4点	第15号-10
(11) 長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・基本性能の維持や事業終了後の整備コスト縮減のための方策を考慮した点検、検査、補修、更新の各対応について、計画性と妥当性を期待する。 ・効率的な更新整備や保安全管理を充実するストックマネジメントの考え方に基づいた施設の長寿命化対策について、計画性と実効性を期待する。 	3点	第15号-11
(12) 事業収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・15年間にわたる安定した事業経営計画及び事業収支計画について、計画性と妥当性を期待する。 ・SPCへの資金面での支援に対し、15年間にわたる安定した事業継続が可能となる計画であることを期待する。 	3点	第15号-12
(13) リスク管理及びセルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク顕在化確率やリスク顕在化時の影響の極小化を可能とするリスク管理方針及び管理体制の構築を期待する。 ・必要かつ十分なセルフモニタリング（事業計画のモニタリング）の内容及び頻度を期待する。 	2点	第15号-13
(14) 地元企業の活用と地元雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・本件事業の実施に関して地元企業の活用と現地調達に最大限配慮した計画となっていることを期待する。 ・本件事業の実施に関して地元雇用に最大限配慮した具体的な計画となっていることを期待する。 ・運転員等に係る地元雇用に関し、人員の移行計画及び教育計画について、施設の安定稼働への配慮と実効性を期待する。 	3点	第15号-14
(15) 財政負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建設計画において、交付金等の国の制度の積極的な活用による財政負担の軽減に繋がる創意工夫について、実効性と妥当性を期待する。 	3点	第15号-15

審査の視点に示す用語の定義は以下のとおりである。

「計画性」：課題、原因、事例等の分析から提案内容を導いた過程や考え方が適切であるかを判断する

「実効性」：求めた性能、機能、方策について、実際に効果があるかを判断する

「妥当性」：提案内容そのものが適切かどうかを判断する

第5章 提案書に関するヒアリング

選定委員会は、提案書の審査及び評価を行うにあたり入札参加者に対し、ヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

第6章 審査結果等の公表

審査結果等については、公表を行うとともに、入札参加者においては個別に通知する。